

社団法人 横浜建設業協会
「防犯子ども110番」実施要領

1. 目的

(社)横浜建設業協会は会員企業の総力を挙げて、将来の地域社会および日本を担う子どもを犯罪から守り、安心して生活できる明るい地域社会づくりを目指して、「防犯子ども110番」活動を推進します。

2. 実施内容

- (1) 子どもを犯罪から守り、安心して生活できる明るいまちづくりを目指して、主として防犯パトロール活動および会員事業所・建設現場活動を実施する。
- (2) 防犯パトロール活動
 - (ア) 会員各社の作業車に「防犯パトロール中」のステッカーを貼って走行することにより、市民に対して子どもの防犯意識を喚起する。
 - (イ) 犯罪の発生を認知した場合、直ちに110番通報する。
 - (ウ) 犯罪に関する警察その他関係機関の情報提供や依頼に協力する。
- (3) 会員事業所・建設現場活動
 - (ア) 会員事業所および建設現場にのぼり旗、看板、ステッカー、ポスター等を掲出し、市民に子どもの防犯を呼びかける。
 - (イ) 犯罪の通報があった場合あるいは犯罪の発生を認知した場合、直ちに110番通報する。
 - (ウ) 事業所、建設現場において、子どもへの犯罪、学校等への不審者侵入、その他犯罪に関する情報を得たときは、警察、学校、自治会町内会等と連携・協力して犯罪防止に努める。
- (4) その他、子どもと地域の安全を確保するため、区役所、警察、学校、自治会町内会等関係機関・団体と緊密に連携し協力するものとする。

3. 実施上の注意事項

- (1) 防犯パトロール活動および事業所・建設現場活動は別に定める活動マニュアルに則って実施する。
- (2) 区会ごとに会員企業向け研修会を実施し、地域の防犯情勢を把握するとともに、安全知識、活動マニュアルを習得する。
- (3) 会員企業の事業所職員、建設現場の作業員・ガードマン等に職場内研修や朝礼等を通して、子ども110番の実施細目、緊急時の対処法および安全に関する知識・情報等について周知を図る。
- (4) 地域住民、警察、区役所等関係機関から情報を得たときは、事業所職員、現場作業員等に周知し適切な対応を図る。
- (5) プライバシーに介入せず、やむを得ず知りえた場合は他人に漏らさないようにする。